

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則  
 (別表 外国株券等に関する手数料及びその料率) の一部改正について

2021年9月22日  
 株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

外国株券等保管振替決済制度の取扱銘柄において、株式分割等により株価が大きく変動した場合においても適切な保管手数料料率が適用されるよう、売買単位が1株の銘柄について指定銘柄となる価格を追加する。また、株式分割又は株式併合に伴い、分割比率又は併合比率に基づき過去の終値等を調整した結果、該当する指定銘柄となる価格が変更となる場合には、保管手数料料率を直ちに直視することとし、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則(別表 外国株券等に関する手数料及びその料率)の一部について所要の改正を行う。

2. 改正概要

(1) 指定銘柄となる価格の追加

改正後		改正前	
a. 売買単位が1株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1株につき 180/365円 (10万株を超える分については 1株につき 60/365円) ただし、機構が別に定めるところにより算出する価格が以下に掲げる指定銘柄となる価格に該当する場合には、以下に定めるところによるものとする。		a. 売買単位が1株の銘柄 当該銘柄の毎日の保管残高ごとに 1株につき 180/365円 (10万株を超える分については 1株につき 60/365円) ただし、機構が別に定めるところにより算出する価格が以下に掲げる指定銘柄となる価格に該当する場合には、以下に定めるところによるものとする。	
指定銘柄となる価格	各指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)	指定銘柄となる価格	各指定銘柄に係る徴収料率(1株につき)
20万円以上35万円未満	100/365円(10万株を超える分については35/365円)	20万円以上35万円未満	100/365円(10万株を超える分については35/365円)

10万円以上20万円未満	70/365円（10万株を超える分については24/365円）	10万円以上20万円未満	70/365円（10万株を超える分については24/365円）
1万円以上10万円未満	35/365円（10万株を超える分については12/365円）	1万円以上10万円未満	35/365円（10万株を超える分については12/365円）
1千円以上1万円未満	15/365円（10万株を超える分については5/365円）	1千円以上1万円未満	15/365円（10万株を超える分については5/365円）
100円以上1千円未満	2/365円（100万株を超える分については1/365円）	100円以上1千円未満	2/365円（100万株を超える分については1/365円）
50円以上100円未満	0.2/365円（1,000万株を超える分については0.1/365円）	100円未満	0.2/365円（1,000万株を超える分については0.1/365円）
10円以上50円未満	0.1/365円（1,000万株を超える分については0.05/365円）		
10円未満	0.02/365円（1億株を超える分については0.01/365円）		

（2）保管手数料料率の見直し時期の追加

株式分割又は株式併合に伴い、分割比率又は併合比率に基づき過去の終値等を調整した結果、該当する指定銘柄となる価格が変更となる場合には、保管手数料料率を直ちに見直すこととし、株式分割又は株式併合の効力発生日以降、変更後の保管手数料料率を適用する。

3. 施行日

令和3年10月1日から施行する。

以 上